

岩手県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成25年岩手県告示第789号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡地方法務局長から次のとおり通知があった。

平成26年4月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市岩脇町、東黒石野一丁目、東黒石野二丁目及び東黒石野三丁目
- 2 実施した期間 平成25年10月21日から同年12月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（基準点測量）